

被扶養者資格の継続の認否について



Q 私の被扶養者である子供は、この度、3月で大学を卒業し、4月からは正職員として就職する予定でしたが、現在もなお就職先が見つからない状況であります。このため、引き続き、22歳の子供を被扶養者として認定していただくことは可能でしょうか。
なお、今後は、子供を社会人として自立させるため、早急に就職先（アルバイトを含む）を見つけるよう、親子ともども努めます。

A 18歳以上60歳未満で、『学生や障害、病気又は負傷のため就労能力を失っている方』以外の方は、通常稼働能力があるものと考えられる場合が多いので、「扶養の事実」及び「扶養しなければならない事情」を具体的に確認したうえで、被扶養者資格の認否の判断が行われます。

あなたのお子様は、22歳ということですので、通常稼働能力があるものと考えられるため、被扶養者の資格の継続は難しいところです。

しかしながら、あなたが、就職活動中であるお子様を、学生であった時と同様に扶養しておられ、かつ、お子様の収入が認定限度額を超えていないことなどを具体的に確認出来た場合には、引き続き被扶養者の資格を継続することは可能です。

※ただし、社会通念上、稼働能力がありながら、事実上就職活動を行っていないようなお子様については、被扶養者資格の継続が難しい場合がありますのでご注意ください。

年金課からのお知らせ

●年金額の改定による引下げが行われます。

平成29年度の年金額は、「平成28年平均の全国消費者物価指数」の下落を踏まえ、法律の規定により平成28年度から0.1%の引下げとなります。

●在職老齢年金について、支給停止調整(変更)額が改定されます。

共済ニュースすこやか平成29年1月号(No.248)19頁に掲載しました在職老齢年金の支給額の計算に使用される支給停止調整(変更)額が47万円(平成28年度)から46万円(平成29年度)に改定されます。なお、60歳～64歳にかかる支給停止調整開始額(28万円)については変更ありません。

●5月頃に退職等年金給付(年金払い退職給付)に係る給付算定基礎額残高通知書をお送りします。

退職等年金給付(年金払い退職給付)制度は、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てる「積立方式」となるため、毎年、5月頃に組合員及び年金待機者の皆さんへ給付算定基礎額残高通知書(圧着ハガキ)にてその累積残高を通知します。

●10月に退職等年金給付(年金払い退職給付)に係る基準利率及び終身年金現価率並びに有期年金現価率の値が変わります。

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに基準利率や年金現価率等に関する情報を掲載しています。今後、これらの率についての関連情報を掲載していきますので、是非ご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp/>
(地方公務員共済組合連合会トップページ)



トップページの「年金払い退職給付制度」からご覧いただけます。